

厚生労働大臣が定める揭示事項

●管理者 佐藤 智樹

●保険医療機関

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

●指定医療機関

生活保護法指定医療機関 指定難病医療機関 指定小児慢性特定疾病医療機関 労災保険指定医療機関

●九州厚生局への届出事項

<基本診療料の施設基準等>

情報通信機器を用いた診療 医療 DX 推進体制整備加算 短期滞在手術等基本料 1

<特掲診療料の施設基準等>

- ・緑内障手術（緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの））
- ・緑内障手術（流出路再建術（眼内法））及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
- ・緑内障手術（濾過胞再建術（needle 法））
- ・毛様体光凝固術（眼内内視鏡を用いるものに限る）
- ・治療的角膜切除術
（エキシマレーザーによるもの（角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る））
- ・コンタクトレンズ検査料 1
- ・ロービジョン検査判断料
- ・酸素単価
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

●視覚障害者に対する視機能の評価および補助具の選定についての診療行為とその点数について

診療行為名： ロービジョン検査判断料

点数： 250 点

視覚障害者用補装具適合判定医師 佐藤 智樹

●コンタクト診療に関するお知らせ

当院は、「コンタクトレンズ検査料 1」の施設基準に適合しているため、九州厚生局に届け出を行っています。

1. 初診料および再診料

コンタクトレンズ装用目的として、当院にはじめて受診した方は初診料 291 点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は再診料 75 点を算定します。

2. コンタクトレンズ装用を目的に眼科学的検査を行った場合は200点を算定します。

※厚生労働省が定める疾病（円錐角膜、網膜硝子体疾患、緑内障、視神経疾患、白内障手術などの内眼手術前後、治療目的としたコンタクトレンズ装用など）の診療に関しては、コンタクトレンズ検査料ではなく、通常の眼科学的検査料を算定します。

〈医療 DX 推進体制整備加算について〉

当院は、医療 DX を通じた質の高い診療提供を目指しております。

- ・医師等が診療を実施する診察室等においてオンライン資格確認等システムによる取得した医療情報等を活用して診療を実施しております。
- ・マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取組を予定しております。

〈情報通信機器を用いた診療について〉

情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方はいりません。

〈明細書発行体制等加算について〉

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。明細書には使用した薬剤名や行われた検査名が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、受付へその旨をお申し出ください。

〈医療情報取得加算について〉

当院は、マイナ保険証等の利用を通じて診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得、活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

〈短期滞在手術等基本料 1 について〉

白内障手術等の日帰り手術に関して、術後の患者の回復のために適切な専用の病床ならびに看護師の配置など、行政が求めている適正な施設基準を満たしていると届出し受理されています。

〈院内掲示が義務付けられている手術件数〉

令和 6 年 5 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日

涙嚢鼻腔吻合術	0 件
硝子体茎頭微鏡下離断術（網膜付着組織を含む）	50 件
硝子体茎頭微鏡下離断術（その他）	24 件